

政 委 第 6 号
平成 25 年 1 月 21 日

国 土 交 通 大 臣
太 田 昭 宏 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人空港周辺整備機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 船舶共有建造業務の見直し

(1) 船舶共有建造業務における財務内容の改善

船舶共有建造業務については、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成16年12月20日国土交通省及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構）に基づく、平成17年度から21年度までの重点集中改革期間における未収金の発生防止、債権管理及び回収の強化等の取組を引き続き行い、財務内容の一層の改善を進めるものとする。

① 未収金の発生防止及び回収促進等

平成28年度までのできる限り早い時期に未収金の処理を終了するため、未収金の発生防止・回収促進等を図るための措置を講ずることにより、次期中期目標において、未収金の発生率及び残高に関する具体的な数値目標を設定するものとする。

② 繰越欠損金の縮減等

海事勘定における繰越欠損金（平成23年度末現在約521億円）の解消については、適正な事業金利の設定及び政策課題の実行等に留意しつつ財務改善策を一層

推進するものとする。このため、繰越欠損金の発生要因等を分析した上で、当該繰越欠損金の解消に向けた具体的な次期中期目標期間中の削減計画を策定することにより、その縮減を図るものとする。

③ 財務改善状況の公表

海事勘定における財務改善の状況については、特に、繰越欠損金について、事業年度ごとにその要因を含めホームページ等において国民に分かりやすく公表するものとする。

(2) 代替建造の促進

代替建造の促進については、今後の国内海運政策の実現に寄与するために必要となる措置について検討し実施するものとする。

また、代替建造の促進のため、機構が共有建造制度を実施するに当たっては、環境対策、物流の効率化、少子高齢化対策や離島航路の整備対策等の国内海運政策の実現に寄与するため、政策意義の高い船舶の建造を推進することとし、特に物流効率化、環境負荷低減等に資するため、スーパーエコシップ、16%CO₂排出削減船等の環境にやさしい船舶の建造に重点化するものとする。その際は、上記第1-1-1(1)の財務改善に必要な事業量を確保しつつ、民業圧迫にならないよう配慮するものとする。

2 高度船舶技術開発等業務の見直し

高度船舶技術開発等業務における研究開発促進助成業務は、主に国が推進しようとする研究開発プロジェクトに対し、国からの補助金をもってその費用の一部を助成するものであるが、平成21年度からは国が直接補助事業として実施しており、機構の当該助成業務には予算措置はなされておらず、実績もないことから、当該助成業務は廃止するものとする。

3 基礎的研究業務等の見直し

(1) 基礎的研究業務の見直し

基礎的研究業務については、平成24年度末を目途として独立行政法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施することとし、必要な措置を講ず

るとともに、当該業務に係る組織・人員の合理化を図るものとする。

また、機構は、基礎的研究推進制度で培われた研究成果の公開・普及に係る取組、研究成果に係るフォローアップの取組について、国の業務においても取り入れることができるよう、必要な情報を提供するものとする。

(2) 内航海運活性化融資業務の廃止に向けた取組等

① 内航海運活性化融資業務の廃止に向けた取組

内航海運活性化融資業務による融資を受けて日本内航海運組合総連合会（以下「内航総連」という。）が実施している内航海運暫定措置事業については、廃止の方針が決定している。同事業の早期解消を図るため、国は、i) 内航海運における代替建造促進に向けた国の施策を踏まえた建造等納付金単価制度及びii) 将来の輸送量、船腹量の推計に基づいた同事業の資金管理計画について、必要に応じ見直しを行い、適切に実施するものとする。これにより、引き続き、機構が同融資業務に関し調達する借入金が前年度以下となるようにするものとする。

② 内航海運活性化融資業務に係る体制の見直し等

内航海運活性化融資業務については、同融資業務における一般管理費に占める人件費の割合が高いこと、また、平成28年度以降は、内航海運暫定措置事業における交付金の対象船舶の消滅により、内航総連による交付金の交付がなくなること等に伴い、機構の資金調達額及び内航総連への貸付額は年々漸減していくことから、業務運営の効率化を図り、同融資業務に係る職員、契約職員及び経費の削減を行うものとする。

4 特例業務の見直し

(1) 厳格な資金管理

特例業務勘定においては、旧日本国有鉄道職員（以下「旧国鉄職員」という。）の年金費用等に加え、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「JR三島・貨物会社」という。）に対する支援措置等の鉄道関連施策に必要な費用を負担することになり、収支は、今後相当程度の期間、借入れが残るなどの厳しい状況が継続すると見込まれていることから、旧国鉄職員に対する年金の支払い、JR三島・貨物会社に対する支援等に支

障が生じないよう、厳格なリスク管理を行った上で、適切な資金管理を行うものとする。

(2) モラルハザード対策

機構は、J R三島・貨物会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸付け又は助成金の交付に関する業務を行っており、J R三島・貨物会社への資金の貸付審査又は助成金の交付審査等を実施している。この点、これらの審査等を担当する経営自立推進・財務部で、J R三島・貨物会社の関係者が審査業務等に従事した場合、審査等が不十分となるおそれがある。このため、機構は、既に出向職員は出向元に関する業務に携わらないよう配置しているところであり、引き続き出向元のモラルハザード等により法人の利益を害する危険を防ぐよう適切な業務執行の措置を採ることを徹底するものとする。

第2 組織面の見直し

支社の見直し

国鉄清算事業東日本支社については、平成24年度末をもって廃止するものとし、同支社に係る人員の合理化を進めるものとする。

また、国鉄清算事業西日本支社については、①吹田貨物ターミナル駅の新設及び百済貨物駅の改修工事、②梅田駅の更地化及び③残された土地の処分等の業務の進捗状況を踏まえ、同支社に係る人員の合理化を進めるものとする。あわせて、梅田駅（北）地区の土地の処分及びその他の残業務の状況を見極めた上で、同支社の縮小・廃止等の見直しを行うものとするとともに、同西日本支社吹田事務所については、吹田貨物ターミナル駅開業後、残業務の状況を見極めた上で、次期中期目標期間中に廃止するものとする。

第3 随意契約の見直し等

機構の行う契約については、整備新幹線事業の進捗に伴う鉄道営業線内で施工する工事契約の増加、同事業の工事に係る特殊な貯蔵品等の調達増加など、機構特有の契約に係る事情はあるものの、以下の取組により、随意契約の適正化及び一者応札・一者応募の見直しを推進するものとする。

① 機構が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、

その取組状況を公表すること。

- ② 一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努めること。

あわせて、監事監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するとともに、総合評価審査委員会、入札監視委員会及び契約監視委員会を活用した契約の適正化に取り組むものとする。

また、鉄道建設等業務については、現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開するものとする。

なお、併せて、今後、国土交通省から示される公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた同省の入札談合に係る再発防止対策について、機構にも効果があるかどうかを検証し、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等を実施し、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人国際観光振興機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務・事業の見直し

1 海外業務への重点化

(1) 海外業務への経営資源及び権限のシフト

「観光立国推進基本計画」（平成24年3月30日閣議決定）を踏まえ、国の政策目標である訪日外国人旅客の増加により貢献していく観点から、機構と観光庁との役割分担の下、機構の海外事務所を基盤とした業務への一層の重点化を図るものとする。

海外業務への重点化に当たっては、現在、機構における国内職員数が海外職員数を大幅に上回る状況にあることから、各海外事務所のこれまでの実績及び各国における訪日旅行に対する需要や海外旅行者数などを参考とした市場の将来性等を踏まえ、国内の経営資源及び権限を海外へシフトするものとする。

このため、常勤職員数については、次期中期目標期間中に、国内と海外の比率が1対1となるよう計画的にシフトするものとし、当該シフト完了後は、本部機能の維持を図りつつ、国の外国人観光旅客誘致施策の動向を踏まえ、海外事務所に係る成果指標も参考にして、更なる海外シフトを進めるよう検討する。さらに、当該シフトに併せて、海外事務所長の判断により、活動経費の柔軟な執行ができる仕組み

を構築するとともに、他の国際業務型独立行政法人の拠点を活用することで、海外におけるプロモーションの高度化を支える機能的な体制を構築するものとする。

これら海外業務への重点化の方策の実施に当たっては、更なる業務の効率化を図り、追加的な国費の投入を生じさせないよう留意するものとする。

また、各海外事務所については、それに係る成果指標を参考に毎年度厳格な評価を行い、国の外国人観光旅客誘致施策の動向も踏まえつつ、事務所数やその配置の適正性について不断の見直しを行うものとする。

(2) 観光旅客来訪促進業務の見直し

観光旅客来訪促進業務において、海外現地旅行会社に対する企画・販売支援等を行っているが、その支援は、結果的に特定の民間会社の商品の販売を促進するなど、特定の民間会社の利益となる事象により、不透明な取引が発生するおそれ強いことから、機構の公的役割を踏まえ、本支援の実施に当たっては、機会の平等及び特定の企業の利益にならないよう留意するものとする。あわせて、海外事務所を含め機構全体の職員のコンプライアンスの更なる徹底を図るものとする。

2 外国人観光案内所の整備支援業務の見直し

機構は、外国語対応可能な観光案内所の整備を支援するために、機構が認定した外国人観光案内所に対して、訪日外国人対応に関するノウハウを提供するなどの支援を行っているが、現状ではこれらの支援の効果が明確に把握できない状況にある。

このため、国の政策目標である訪日外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果がより明確となるよう、さらに、国民への説明責任の徹底及び事業の必要性・効率性等の評価に資するため、外国人観光案内所への整備支援効果が明確となるような定量的かつ具体的な成果指標を設定し、次期中期目標等において明記するものとする。

T I C（ツーリスト・インフォメーション・センター）については、ナショナルセンターとして求められる機能を十分に発揮できていないことから、利用者視点に立って、立地や他の外国人観光案内所との連携方法等を含め、現行の在り方を抜本的に見直すものとする。

あわせて、ナショナルセンターとしての活動成果をより明確にするとともに、その

必要性・効率性等の評価に資するため、運営効果が明確となるような定量的かつ具体的な成果指標を設定し、次期中期目標等において明記するものとする。

3 通訳案内士試験代行業務の見直し

通訳案内士試験の代行業務については、最近の4年間において、毎年約千人ずつ出願者が減少するに伴い、通訳案内士試験の受験手数料収入で試験業務経費を償うことができず赤字化している現状を踏まえ、その原因を分析した上で、試験実施方法の見直し等による試験事務の更なる効率化と出願者数の予測を実施し、併せて、受験者数の増大を図ることにより、次期中期目標期間の可能な限り早期に、本試験事務の収支が償う状態とするものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人水資源機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 建設事業の見直し

建設事業については、現在、ダム事業の検証が進められているが、できる限り早期にその結論を得るとともに、その結論を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

① 検証の結果、事業の廃止となった場合は、その後の状況に応じ、当該事業に係る要員及び総コストの削減を図るものとする。

また、併せて、財政融資資金の償還が確実になされるよう、主務省と調整の上、費用の負担方法などを決定するものとする。

② 検証の結果、事業の継続となった場合は、計画的な実施、コスト増の抑制及び利水者等の関係者間との連携を強化することにより、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図るものとする。

2 施設管理業務の見直し

(1) 民間委託の拡大等

民間委託の更なる拡大を図るための「維持管理業務等民間委託拡大計画」（平成23年12月独立行政法人水資源機構）については、「コスト比較」、「受注業者の確保」

及び「信頼性の確保」の観点から検証（平成24年度中に実施）した結果を踏まえた民間委託率の目標を次期中期目標期間中の早期に確定し、同計画の見直しを行うものとする。

あわせて、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務の移管等についても、進捗を図るものとする。

また、効率的な施設管理を推進する観点から、監視システム（監視カメラにより、ゲート等の施設の稼動状況や河川の状況などを管理所から確認する設備）の一層の機械化・電子化を推進するものとする。

(2) 施設の老朽化対策

管理移行後30年以上を経過した施設が半数以上あり、今後、老朽化する施設が確実に増加していく中、機構は、ストックマネジメントを全面的に展開するため、3年ごとのダム定期検査の実施及び管理している全ての水路等施設、ダム施設の電気・機械設備について平成24年度中に機能保全計画を策定することとしている。

上記に係る施設の点検方法及び機能保全計画等については、水の需要・供給の見直しの状況に配慮しつつ、更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化、確実な機能維持を図るため、定期的な機能診断調査の結果及び技術の進捗を踏まえ適時適切に見直すものとする。

3 総合技術センターの業務の見直し

「水に関する実務型シンクタンク」としての役割の中核を担うことを目的として、平成20年に総合技術推進室を改組した総合技術センターについては、その試験内容や保有する施設・試験機器に他の機関と類似していると考えられるものがみられる。このため、同センターで実施している機構事業に係る工事や管理に直結した支援及び試験について、他の機関との実施可能性を検討し、その上で機器の共同利用、情報共有等を行うことにより、他の機関との連携強化を図るものとする。

第2 組織面の見直し

組織のスリム化等

上記第1の事務及び事業の見直しの状況を踏まえ、計画的に要員の削減及び要員配置

の見直しを行うため、本社（総合技術センターを含む。）、支社・局及び事業所（以下「本社等」という。）ごとの要員配置計画を的確に作成し、業務量に応じて適時適切に改定するものとする。その際、出先機関の統廃合を進めること等により、その配置についても計画的に見直すとともに、本社等の業務スペースも適切な規模にすることにより、全体的にスリム化を図るものとする。

第3 保有資産等の見直し

1 保有資産管理の見直し

総合技術センター試験場において、平成18年度以降使用されていない水理実験棟があることなどから、機構全体の保有資産の必要性等について検証を実施し、速やかに用途廃止などの処分等を検討し、適切な保有資産の管理を図るものとする。

2 随意契約の見直し等

機構の行う契約については、今後、「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づく業務委託契約等の増加が想定されることから、以下の取組により、随意契約の適正化及び一者応札・一者応募の見直しを推進するものとする。

- ① 機構が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一者応札・一者応募となっている案件については、更なる契約条件等の見直しを行い、一層の競争性の確保に努めること。

また、監事監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するとともに、総合評価審査委員会、入札等監視委員会、低入札価格審査委員会、契約監視委員会及び工事等成績評定審査委員会を活用した契約の適正化に取り組むものとする。

なお、併せて、今後、国土交通省から示される公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた同省の入札談合に係る再発防止対策について、機構にも効果があるかどうかを検証し、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等を実施し、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人空港周辺整備機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 法人形態の見直し

機構が行う福岡空港の周辺環境対策については、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等を進める中で、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、国は、実施主体の検討を行うものとする。また、国及び機構は、次期中期目標期間中に、業務の適正かつ円滑な実施を確保するための進め方の検討などを行うものとする。

第2 事務及び事業の見直し

機構の事業、組織全般について、業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るものとする。

具体的には、緑地造成事業、再開発整備事業、民家防音事業及び移転補償事業について、効率的な事業実施、地域住民に対するサービスの向上等を図る観点から、将来の事業見込み等にも留意しつつ見直しを行うものとし、併せて、効率的な事業執行を図るための組織及び定員の見直しも行うものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 道路資産の保有及び貸付業務の見直し

(1) 高速道路の維持・管理

高速道路の維持・管理については、平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板の落下事故により多数の犠牲者等を出した事態の重大性に鑑み、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」（平成24年12月3日国土交通省に設置）等高速道路に関する各種有識者会議（注1）における再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、国及び機構は、高速道路株式会社（注2）（以下「会社」という。）と一体となって高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより、高速道路の安全性を一層向上させるものとする。

機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条の協定（以下「協定」という。）に基づき、毎年度、会社が実施した高速道路に係る管理業務の実施状況とその成果、計画管理費の計画と実績の対比等を記載した報告書及び会社ごとに1件程度選定した管理の実状についての現地確認を通じて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第4条に基づき会社が実施している高速道路の維持・管理の適正性等を確認している。

しかしながら、その確認は、管理費の見積もり等が適切に実施されているかどうか等のチェックが中心となっており、高速道路の管理水準の適切性及び妥当性の確認まで十分に行われていない。このため、高速道路の安全性の向上及び維持・管理の適正化等が図られるよう、国及び機構は、上記再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、高速道路の維持・管理の在り方を適切に見直すものとする。

また、機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図るものとする。

(注1) 高速道路のあり方検討有識者委員会（平成23年3月30日国土交通省に設置）、首都高速の再生に関する有識者会議（平成24年4月9日国土交通省に設置）、高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会（平成24年11月1日東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に設置）、首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会（平成24年1月26日首都高速道路株式会社に設置）、阪神高速道路の長期維持管理及び更新に関する技術検討委員会（平成24年11月2日阪神高速道路株式会社に設置）

(注2) 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路会社

(2) 協定及び業務実施計画の変更

協定及び機構法第14条の業務実施計画（以下「協定等」という。）の変更については、交通量や金利等の社会経済情勢等を注視し、債務返済計画が乖離する等、変更が必要と認められる場合に実施されているが、機構のホームページ等において公表されている当該変更に係る情報を見ても、その内容、理由及びその考え方が分かりにくい状況にある。

このため、協定等の変更に係る透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たすため、どのような場合に協定等の変更を検討する必要があるのかについて、その考え方を機構ホームページ等で、国民に分かりやすく公表するとともに、今後、協定等の変更があった場合にも、その内容、理由等について、その考え方に照らして、

同様に公表するものとする。

2 債務返済業務の見直し

機構の保有する債務は、会社から支払われる貸付料を原資として返済されている。この貸付料は、会社の計画料金収入から会社の計画管理費を引いて算定される仕組みとなっており、会社の関連事業における利益並びに会社及び連結子会社（以下「会社等」という。）における利益剰余金については、貸付料に反映されていない。

会社等の利益剰余金は、平成23年度連結決算ベースで約2,061億円あり、その発生要因として、関連事業の利益が影響している。

このため、国は、その関連事業における利益及び利益剰余金が、機構が保有する高速道路に関連する業務で得られたものであることを踏まえ、「日本道路公団等民営化関係法施行法」（平成16年法律第102号）附則第2条に基づく、同法の施行の状況について検討する際等において、それらの在り方について、災害等により計画料金収入が未達成となった場合の会社の備え、高速道路利用者への還元、債務の早期・確実な返済の観点等から検討するものとする。

また、近年、会社におけるコスト削減努力により、計画管理費と実績管理費の差によって、会社の利益が増加している状況もある。

このため、計画管理費については、その計画額を適正に算定した上で協定を締結するとともに、計画額と実績額とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることで、適正な貸付料の算定を図るものとする。

第2 組織の見直し

機構本部の早期移転

機構本部（東京都港区西新橋）の移転については、機構法第5条において「機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。」と規定されている趣旨を踏まえるとともに、機構発足から7年が経過するにもかかわらず、移転の検討のみで実際に移転していないことから、更なるコスト削減を図る観点も踏まえ、可能な限り早期に神奈川県への移転を図るものとする。

第3 利益相反の発生の防止

機構は、会社が建設する高速道路に係る資産及び債務を引き受けており、会社の高速道路建設及び維持・修繕等に係る工事内容、建設後のキャッシュフロー等を精査し、確認する必要がある。この点、機構は会社と工事費用に係る債務の引受限度額や道路の貸付料について協定を結んでいるが、機構の職員の大半が会社からの出向者であり、上記の精査及び確認が不十分となるおそれや、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための何らかの仕組みが必要なことから、①出向職員は出向元に関する業務に携わらないこと、②利益相反が生じる場合には出向元以外の者がリーダーとなってチームを組むこと、③部長の下に置かれている企画審議役を活用したチェック体制の多重化の取組など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図るものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。